

○農林水産委員会

・内閣提出法律案（二一件）

（注）※は予算関係法律案

号番	24※	25※	39	40	41
件名	農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案	農業機械化促進法の一部を改正する法律案	原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化するに即して行われる水産加工の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案	沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案	林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
院議先	衆	〃	〃	〃	参
提出月日	五、二五 二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五
参議院	五、二六 五、二六	五、二六	二、二五 （予）	二、二五 （予）	二、二五
衆議院	五、二六 五、二六	六、四 六、四	三、二五 三、二五	四、一五 四、一六	四、八 四、九
衆議院	五、二六 五、二六	六、八 六、八	三、二五 三、二五	四、一六 四、一六	四、九 四、九
衆議院	五、二六 五、二六	四、九 四、九	三、二五 三、二五	二、二五 （予）	二、二五 （予）
衆議院	五、二六 五、二六	五、一九 五、一九	三、二五 三、二五	四、七 四、七	六、一〇 六、一〇
衆議院	五、二六 五、二六	五、二〇 五、二〇	三、二五 三、二五	四、八 四、八	六、二 六、二
備考	五、四、九 衆本会議趣旨説明 五、二六 参本会議趣旨説明				

64	60	59	45	44	42	番号
特定農山村地域における 農林業等の活性化のため の基盤整備の促進に關す る法律案	農業災害補償法の一部を 改正する法律案	農林物資の規格化及び品 質表示の適正化に關する 法律の一部を改正する法 律案	漁業協同組合合併助成法 の一部を改正する法律案	水産業協同組合法の一部を 改正する法律案	林業等振興資金融通暫定 措置法の一部を改正する 法律案	件名
〃	〃	〃	〃	衆	参	院議先
三、二二	三、二一	三、二一	三、二二	三、二二	五、 二、二三	提出 月日
五、二六	三、二一 予	六、二二 予	三、二二 予	三、二二 予	五、 二、二三	参議院 委員会 付託
可決	可決	可決	可決	可決	可決	議決 委員会
可決	可決	可決	可決	可決	可決	議決 本院
四、九	三、二一	五、二二	三、二二	三、二二	五、 二、二三 予	衆議院 委員会 付託
修正	可決	修正	可決	可決	可決	議決 委員会
修正	可決	修正	可決	可決	可決	議決 本院
衆本會議趣旨説明 五、二六 参本會議趣旨説明						備考

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案
(閣法第二四号)

要旨

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農用地利用増進法の一部改正

1 農用地利用増進法の題名及び目的の変更

同法の名称を農業経営基盤強化促進法に改め、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に向けて農業経営基盤の強化措置を総合的に講ずることを目的とする法律に改組することとする。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する計画制度の創設

都道府県知事及び市町村は、農業経営基盤の強化を計画的に促進するための基本方針及び基本構想を策定し、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、このような農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の目標等

を定めることとする。

3 農業経営改善計画の認定制度の創設

基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の作成する農業経営改善計画を市町村が認定し、その者への農用地の利用の集積の促進その他の支援措置を講ずることとする。

4 農業経営基盤強化促進事業の実施

従来の農用地利用増進事業に農地保有合理化事業の実施を促進する事業等を加え、農業経営基盤強化促進事業に改組するとともに、換地と利用権の設定を一体的に推進するための仕組みの整備、農用地利用規程において地域の農用地の利用を集積する農業生産法人を明確化する制度の創設等の措置を講ずることとする。

5 農地保有合理化法人の活動の充実

この法律において農地保有合理化法人に関する制度を整備することとし、農地保有合理化法人が、新たに、離農希望者が所有する農用地の信託の引受けと委託者に対する無利子貸付けを行う事業、農業生産法人に対する農用地の現物出資と構成員への持分の分割譲渡を行う事業及びその保有する農用地を活用して新規就農者のための研修等を行う事業を実施できることとする。

二、農地法の一部改正

農業経営の法人化を推進するため、農業生産法人の事業範囲を、その行う農業に関連する農産物加工等の事業にまで拡大するとともに、その構成員の範囲に農地保有合理化法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会を追加するほか、一定の範囲内でその法人の事業に係る物資の供給を受ける者を追加することとする。

三、農業協同組合法の一部改正

1 農地法における農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大に対応して、農事組合法人の事業及び構成員の範囲並びに農業協同組合の正組員資格を有する法人の範囲を拡大することとする。

2 農業協同組合が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有合理化法人として研修その他の事業を実施する場合等に必要な農業経営に関する制度を整備することとする。

四、土地改良法の一部改正

農業生産法人等による生産基盤整備の円滑な推進を図るため、土地改良事業に参加する資格を有する者が一人でも土地改良事業を実施し、換地の手続等を活用できるようにすることとする。

五、農林漁業金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部改正

農林漁業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大し、農用地の改良又は造成で農用地の利用の集積に寄与するものに必要な資金の一部を土地改良区等へ無利子で貸し付けられることとする。

六、農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正

農業経営基盤強化措置特別会計において、農地保有合理化事業等に係る資金の貸付けを経理するため、歳入及び歳出の規定の整備等を行うこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、市町村は、農業経営改善計画の認定について、地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする旨の規定を追加する等の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案は、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであります。

次に、農業機械化促進法の一部を改正する法律案は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置等を講じようとするものであります。

次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案は、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、群馬県に委員派遣を行い、また、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農業基本法農政に対する評価と反省、食料自給率の向上、農林水産予算の確保の必要性、農業の担い手対策、今後の価格政策の在り方、農地流動化の方策、認定農業者の在り方、農業生産法人の構成員要件の緩和と企業参入、高性能農業機械等の開発及び実用化、中山間地域の活性化対策及び財政、金融措置の拡充強化、環境保全型農業の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案について、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、林理事より、両法律案に対し、いずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、順次採決の結果、両法律案は、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、これら三法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、農業を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置を講ずるとともに、当該措置に関する生物系特定産業技術研究推進機構の業務の追加を行うこととするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、高性能農業機械等の開発及び実用化等を促進するため、農林水産大臣は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の試

験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めることとする。

二、都道府県知事の定める高性能農業機械導入計画の内容を整備拡充し、農作業の安全性の確保に関する事項等を追加することとする。

三、基本方針に基づいて高性能農業機械の実用化を促進するため
の事業を実施しようとする者は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

四、生物系特定産業技術研究推進機構の業務を追加し、認定を受けた計画に係る高性能農業機械の実用化を促進するための事業の実施に必要な資金の出資を行うとともに、農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うことができることとする。

委員長報告

前ページ参照

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

要旨

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、現行法の有効期間を平成十年三月三十一日まで五年間延長し、その間、農林漁業金融公庫等が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、現行法の有効期間を平成十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の背景及び理由、水産加工資金貸付けの運用状況、水産加工業の体質強化策、水産加工品の輸入動向、我が国漁業を取り巻く状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、合理的な漁業生産方式の導入及び青年漁業者等の養成確保に資するため、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を設ける等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、最近の水産資源や漁場環境の悪化等の状況変化に的確に対応した新たな沿岸漁業の経営の展開を図っていくために、経営等改善資金について、従来の近代的な漁業技術等の導入に必要な資金に加え、合理的な漁業生産方式の導入に必要な資金を新たに貸付対象とすることとする。

二、意欲ある青年漁業者等の養成確保を図るため、現行の後継者等養成資金を青年漁業者等養成確保資金に再編し、漁業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう、貸付対象

者の範囲を新規参入者等を含む青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者に拡大するとともに、資金内容を拡充して、沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金とすることとする。

三、経営等改善資金及び後継者等養成資金の拡充に伴い、借受者の利便を図るため、償還期間及び据置期間を延長するとともに、保証制度についても、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によることもできることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を設ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、漁協等の行うことができる事業の内容を充実するとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、漁

協の合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、三法律案それぞれの提出理由、青年漁業者等の確保対策、漁協の事業譲渡及び合併のあり方、漁業及び漁村の果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四一
号）

要旨

本法律案は、近年の林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次代を担う林業者の養成確保、福利厚生の実により林業労働従事者の確保等を図る観点から林業改善資金制度について所要の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、意欲ある青年林業者等の養成確保を図るため、現行の林業後継者等養成資金を再編拡充して青年林業者等養成確保資金を創設し、本資金においては、林業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう貸付対象者の範囲を拡大するとともに、林業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成するのに必要な資金とすることとする。

二、林業労働に従事する者を確保するため、現行の林業労働安全衛生施設資金を再編拡充して林業労働福祉施設資金を創設し、本資金においては、従来の林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図るべき安全衛生施設を導入するのに必要な資金に加え、林業労働に従事する者を確保するために普及を図るべき福利厚生施設を導入するのに必要な資金を新たに貸付対象と

することとする。

三、林業後継者等養成資金及び林業労働安全衛生施設資金の再編拡充に伴い、借受者の利便を図るため、償還期間を延長するとともに、保証制度についても、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によることもできることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、林業の担い手の養成確保等に資するため、青年林業者等養成確保資金を創設する等、所要の措置を講じようとするものであります。

また、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、木材の供給体制の確保を図るため、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置付ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、その質疑の主なものは、林業担い手確保対策、流域管理システムのあり方、林業労働安全衛生対策、林業の労働条件の改善、木材の流通及び価格安定対策等でありますが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案につきまして採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より本法律案に対し反対である旨の発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、近年の林業を取り巻く状況が極めて厳しくなっていることにかんがみ、木材の生産・流通の一層の合理化を図ることにより、「国産材時代」に備えた木材の供給体制を確保するため、所要の見直しを行うおうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、木材の生産・流通の一層の合理化を図るため、本法の目的と

して、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置付けるとともに、これに伴って農林水産大臣が策定する基本方針に定められた事項を改正することとする。

二、木材の生産及び流通に関する合理化計画の制度を拡充し、森林所有者の伐採活動を促進するため、合理化計画の作成主体に森林所有者を追加することとし、また、事業者間の連携を強化することにより、事業規模の拡大等木材の生産・流通部門の構造改善を進めるため、木材製造業者等が共同して構造改善に関する措置を内容とする合理化計画を作成することができることとし、その作成主体に地域の林業の振興を図ることを目的とする第三セクター及び木材の需要者等の関連事業者を追加することとする。

三、素材生産業者の機械化の促進を図るため、第三セクターとの共同の申請に基づき構造改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定を受けた素材生産業者に対し、税制上の特例措置を講ずることとする。

委員長報告

前ページ参照

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置その他の執行体制の強化等を図るとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等所要の措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、漁業協同組合等の事業内容の充実を図ることとし、資源管理型漁業を推進する見地から、水産資源の管理を漁業協同組合等の事業として位置付けるとともに、漁業協同組合等は水産資源の管理を適切に行うための資源管理規程を定めることができることとする。また、漁業協同組合の漁業自営につき、技術の進展、漁業の担い手の減少等の状況にかんがみ、その要件を緩和することとする。さらに、組合員のニーズに対応して、漁業協同組合等の信用事業の実施権能を拡充することとする。

二、漁業協同組合等の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法律上設置することとするとともに、学識経験者等の理事への登用の促進の観点から正組合員以外の理事の枠を拡大することとする。また、内部けん制による適確な業務運営を確保

するため、監事の業務・会計監査機能の拡充等を図ることとする。

三、漁業協同組合等の事業規模の拡大を図るため、信用事業、販売事業等の譲渡を円滑かつ適正に推進するために必要な規定を整備することとする。

委員長報告

一一六ページ参照

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画に記載すべき事項の追加及び提出期限の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成十年三月三十一日までとすることとする。
- 二、漁業権の放棄又は変更の取扱いが合併の阻害要因とならない

よう、「合併及び事業経営計画」に定める事項として、共同漁業権の放棄又は変更の手續に関する事項を追加するとともに、当該「合併及び事業経営計画」に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならぬこととする。

三、都道府県知事の認定を受けた「合併及び事業経営計画」に従った漁業協同組合の合併について、漁業権行使規則の変更又は廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとする。

委員長報告

一一六ページ参照

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにするとともに、品質に関する適正な表示を行

わせる農林物資の対象範囲を拡大しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、生産の方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定できるようにすることとする。また、この日本農林規格による格付のための検査等が、生産実態に即し、円滑に行われるようにするための措置として、農林物資の生産行程を管理する者を活用する制度等を整備することとする。

二、製造業者等に品質に関する適正な表示を行わせることができる農林物資の対象範囲を拡大し、日持ちのしない食品等その特性からみて日本農林規格の制定が困難な食品についても品質表示基準を定めることができるようにすることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、農林物資規格調査会の専門委員の選任に当たっては、現場の農業生産者、流通業者、消費者などの意向が反映されるよう、その構成を更に明確化することとし、日本農林規格の制定に関する規定に「当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通しを考慮する」とする文言を追加することとする等の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにすること等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、有機農産物等の特別表示ガイドラインと特定JAS規格の関連性、特定JAS規格の内容、農業の検査体制のあり方、有機農業の動向と推進策、輸入農産物の安全性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して稲村委員より本法律案に対し賛成である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、一定の要件を満たす法人格を有しない団体に対する組合員資格等の付与、農業共済組合等の負う共済責任の範囲の拡大、共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農作物、果樹、畑作物及び園芸施設の各共済事業において、てん補内容の充実、共済事業対象の拡充、引受方式の改善等を行うこととする。

二、農業生産組織について共済加入を認めるとともに、大規模な経営体に農作物共済の支払開始損害割合の低い補償方式が幅広く適用できるようにすることとする。

三、農作物、果樹、畑作物及び園芸施設の各共済の責任分担方式を改善することとする。

四、共済掛金に係る国庫負担の見直しを行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、一定の要件を満たす法人格を有しない団体に対する組合員資格等の付与、農業共済組合等の負う共済責任の範囲の拡大、共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新政策と今回の法改正との関係、共済掛金に係る国庫負担割合及び事務費国庫負担金のあり方、本制度における加入促進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、日本共産党を代表して林理事より修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取しましたところ、田名部農林水産大臣より政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の発言がありました。討論終局の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決

され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目にわたる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、特定農山村地域における農林業その他の事業を振興し、豊かで住みよい農山村の育成を図るため、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、特定農山村地域は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、農林業が重要な事業である地域として、政令で具体的な基準を定めるものとし、主務大臣が公示するものとする。

二、特定農山村地域の市町村は、農林業その他の事業の活性化の目標、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項、

農林業の生産基盤の整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備に関する事項等を定める農林業等活性化基盤整備計画を作成することができることとする。

三、農林業等活性化基盤整備計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体が作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善によるその構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置等に関する計画及び農林業等活性化基盤施設の設置に係る事業を行う者が作成した事業計画について、それぞれ認定を行うことができることとする。また、国及び都道府県は、農業経営の改善及び安定のための計画の認定を受けた者に対して、必要な資金の確保に努めることとする。

四、農林業等活性化基盤整備計画を作成した市町村は、三の認定を受けた者等の必要な農林地の確保や農林業等の活性化の基盤となる施設の円滑な整備等の促進を図るため所有権移転等促進計画を定め、所有権の移転等を促進する事業を行うことができることとする。

五、森林組合が委託を受けて、農作業を行う事業を実施できるようにする森林組合法の特例を講ずるとともに、土地改良区等が林業経営上必要な一定の施設を共同減歩により確保できるようにする土地改良法の特例を講ずることとする。

六、農林業等の活性化のための基盤となる施設の整備を促進する

観点から、地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置、地方債の特例等の措置を設けることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、特定農山村地域の育成を図るために必要な方途について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする旨の条文を附則に追加する修正が行われている。

委員長報告

一一四ページ参照